

公開草案「従業員給付の割引率」へのコメント対応案

1. 公開草案の概要

IASB は 2009 年 8 月 20 日に、IAS 第 19 号「従業員給付」の一部を改訂する公開草案（以下「ED」という。）「従業員給付の割引率」を公表した。コメント期限は 2009 年 9 月 30 日までである（詳細は参考資料 1 を参照。）。

IAS 第 19 号では、退職給付債務の割引率は、期末時点の優良社債の市場利回りを参照して決定することを要求し、そのような社債について厚みのある市場が存在しない場合には、例外的に国債の市場利回りの使用を要求している。IASB は、これらの異なった率の使用により、同じ退職給付債務を有する企業でも、それをかなり異なる金額で報告する可能性があるとし、世界的な金融危機の結果、社債の利回りと国債の利回りとのスプレッドは著しく広がり、この影響はかなり増加していると指摘している。

本 ED には、国債の市場利回りを使用する例外的な定めを削除する提案、並びに厚みのある市場がない場合に優良社債の利回りを見積るガイダンスとして IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」にある公正価値を決定するガイダンスを参照する提案が含まれている。

2. 我が国との関連

我が国では、退職給付債務の計算における割引率は、安全性の高い長期の債券の利回りを基礎として決定しなければならないとされ、「安全性の高い長期の債券の利回り」とは、長期の国債、政府機関債及び優良社債の利回りをいうとされており（「退職給付に係る会計基準」二 2. (4)、「退職給付に係る会計基準注解」注 6）、国債と優良社債の利回りのいずれも用いることができる。

仮に ED の提案が採用された場合でも、IFRS では優良社債の利回りを用いることには変わりはなく、また、我が国の会計基準でも優良社債の利回りを引き続き使用できるため、両会計基準間に新たな相違は生じないとも考えられる。

なお、我が国の国債と社債（AA 格以上）のスプレッドは参考資料 2 のとおりである。

（参考）IASB の各ドキュメントでの扱いと我が国の扱いの比較

	現行 IAS19	今回の ED	2008/3 の DP(注)	(参考) 日本基準
厚みのある市場がある場合 (原則的手法)	優良社債の利回り	優良社債の利回り	(自社の) 信用リスクを含めた利率	優良社債の利回り 又は国債の利回り
厚みのある市場がない場合 (例外的手法)	国債の利回り	優良社債の利回り (IAS39 を使用して見積る)	2011 年以降の包括的見直しで検討される見込み	

(注) IASB が 2008 年 3 月に公表したディスカッション・ペーパー「IAS 第 19 号『従業員給付』の改訂に関する予備的見解」では、拠出ベース約定の測定に当たり、(自社の) 信用リスクの影響を含めるべきとする予備的見解を示していた。なお、拠出ベース約定の提案については、その後に IASB の退職後給付プロジェクトのパート 2 で扱うこととされている。

3. 優良社債の利回りを割引率に使用することの是非について

現行 IAS 第 19 号は、例外的方法として国債の利回りの使用を認めるものの、原則として優良社債の利回りを使用することを求めている。

この点、信用リスク等の影響でスプレッドが拡大し、国債の利回りとの乖離が大きくなった場合でも、優良社債の利回りを使用できるのかという見方がある。この見方は、IAS 第 19 号も我が国の退職給付会計のいずれも、割引率は貨幣の時間価値（のみ）を反映させるとしていること（IAS 第 19 号結論の根拠 BC31、退職給付実務指針第 59 項）を踏まえると、上記のような場合にはより利回りが低い国債の利回りを使用すべきという考えに基づく¹。

しかし、現行 IAS 第 19 号も我が国の退職給付会計のいずれも、割引率の基礎として、優良社債の利回りの使用を制限することなく認めている以上、そうした状況においても当該利回りの使用は否定されないという意見もある²。

さらには、退職給付債務を測定する割引率としてどのような利回りが適当であるかという議論の余地はあるものの、今、議論すべき問題ではないという意見もある。

4. コメント対応案

（１案：コメントを行わない）

前掲 2. で検討したように、我が国でも優良社債の利回りの使用が認められており、本 ED の提案によっても新たな相違は生じない。また、本 ED の提案は、例外的な定めを削除することに主目的があることや、IASB は割引率としてどのようなものが適当であるかを 2011 年以降に行われる包括的見直しの中で検討する予定である（本 ED 第 BC7 項参照）ことなどを踏まえると、特にコメントを行わないことでどうか。

（２案：コメントを行う）

割引率は貨幣の時間価値（のみ）を反映させることを前提とすれば、スプレッドが信用リスク等の影響で拡大し、国債の利回りとの乖離が大きくなる場合には、より低い国債の利回りの使用の方が妥当とも考えられ、こうした場合に優良社債の利回りの使用を必ず求めることが妥当であるのか、検討が必要である旨のコメントを行うことでどうか。

事務局案：１案でどうか。

¹ 開発途上国などでは、必ずしも国債の利回りの方が低くなるとは限らない。

² 米国の会計基準である SFAS 第 87 号の定めにも、優良社債の利回りはあるものの、国債の利回りについての言及はない。

FASB のディスカッション・ペーパー「会計における現在価値に基づく測定」では、リスク・フリー・レートそのものについて、「・・・デフォルトのリスクをまったく反映しない利率（通常米国財務証券の利率）として通常言及されている。インフレーションのリスクなど利子率を通常構成する他のリスクのあるものは、含まれている。この理由により、あるものは最小リスクレートがより適切であると提案している。SFAS 第 87 号で特定されている代替的な率（確定利付証券）の利率はほぼリスク・フリー・レートであるが、リスク・フリー・レートの使用を求める会計基準等はない。」とされている（参考文献：COFRI 実務研究叢書「年金会計」）。

5. （参考）本 ED によって割引率に変更される場合の処理

優良社債の利回りについて厚みのある市場が存在しない場合には、割引率の基礎が、従来使用していた国債の利回りから IAS 第 39 号のガイダンスに従って見積った優良社債の利回りに変更される結果、退職給付債務の金額に変動が生じる。本 ED ではこの変動額について、適用初年度（本 ED には明記されていないが、2009 年 12 月末以後終了する事業年度になるものと予想される）の期首の利益剰余金に直接計上することとし（過去の財務諸表に遡及的に適用しない）、保険数理差損益には含めないこととしている。

以 上